

令和2年10月 四万十市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年10月8日(木) 午後2時30分～午後4時30分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 16名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
2	桑原 宏文	9	山本 官	16	岡崎 誠
4	加用 雅啓	10	芝 順子	17	尾崎 征洋
5	安藤 久徳	12	土居 忠栄	18	福留 宣彦
6	谷崎 容子	13	清水 優志	19	畠中 温喜
7	遠地美千代	14	新玉 年一		
8	弘田 美和	15	正木 卓夫		

(2) 農地利用最適化推進委員 8名

番号	氏名	番号	氏名
1区	東 正世	5区	宮地 秀之
2区	武井 健治	6区	山口 昇彦
3区	小野 芳夫	7区	田邊 次男
4区	濱田 正史	8区	竹村 光一

4 欠席委員

(1) 農業委員 3名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	3	井上 靖好	11	伊勢脇精藏

(2) 農地利用最適化推進委員 0名

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐	吉田 貴浩	主事	東 昭伸
事務局長補佐	渡辺 昌彦	主事	岡本 ほのか
係長	柴 秀樹		

6 議 案

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1番～2番)
- 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番)
- 第3号議案 非農地証明書の交付について(1番～2番)
- 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1番～4番、所有権移転1番)
- 第5号議案 農用地利用配分計画(案)について(1番)
- 報告事項
- その他

7 連絡事項

◆議長（福留会長）

只今から令和2年10月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。
まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号3番 井上 靖好 委員、議席番号11番 伊勢脇 精藏 委員の3名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中16名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、全員出席です。以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号7番 遠地 美千代 委員、議席番号8番 弘田 美和 委員 をお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は、2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字森沢以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦31年の63歳の農家で、農作業への従事日数は180日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦31年の母の2人となっております。農機具につきましては、トラクター、軽トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約1.5キロメートルの距離となっております。耕作面積は51aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、45年ほど前までは家が建っており、現在、一部コンクリートが残っている状態ですが、土地取得後はコンクリートを完全に剥がし整地して、譲受人が耕作していくということですので周辺の農地に与える影響などはないと思われま

す。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字鍋島以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦9年の60歳の農家で、農作業への従事日数は250日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦20年の母の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、管理機、軽トラック、掘取機、洗浄機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は53aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、現在譲渡人が露地畑として耕作しておりますが、土地取得後はハウスを建て、譲受人が耕作していくということですので。申請地周辺も同様にハウス栽培が行なわれているところであり、周辺の農地に与える影響などはないと思われま

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

9月26日譲受人と会い現地確認をしました。申請理由は売買で事務局の説明のとおりです。申請地の状況ですが、草などは除草されており耕作のできる状態でありました。一部コンクリートがあり、昔家があった跡地です。今回申請しようとする農地についても、ヤマモモや仏手柑などの果樹を植える計画です。譲受人は既に所有している農地についても効率的に耕作しているものと思われました。下限面積や周囲との地域の農業上の影響もありません。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員から詳しい説明がありました。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号19番 畠中委員（下田地区担当）

事務局の説明のとおりでございます。過日、本人に会って話を聞きました。農作業状況等聞きましたが、現在譲受人はハウス生姜を10アール、露地を9アール、今度の売買の該当地でラッキョウを栽培しています。今後レンタルハウスの生姜栽培10アールを増設したいということで申請中です。許可が下りれば多分来年になると思いますが、規模的には20アールのハウス生姜の農家となり、かなり所得も見込まれると思います。なかなかやる気になっています。何等問題ありませんのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

この土地は国営農地内にある土地で何の問題もないと思います。

～～～ 小休 ～～～

～～～ 正会 ～～～

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1。土地の表示は古津賀二丁目以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。9月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の井上委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元の資料1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、住宅を建築するものです。場所については高知ダイハツ販売（株）から150メートルほど北東方向に位置する農地です。申請地の南・西側は宅地、北側は幅6メートルの市道、東側は農地で所有者から転用の同意を得ています。また雑排水に関しては合併浄化槽を設置し市道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響はないものと思われま

す。申請地は都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で第3種農地にあたり転用が許可できる土地ということでもあります。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」の井上委員ですが、本日欠席となっております。事務局へ「問題なし」との連絡があったとのことでございます。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

ここは毎月のように申請がある所で問題は無いと思います。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は4ページになります。

番号1。土地の表示は、大字右山天神町以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号1につきましては、9月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、中村地区担当の岡崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。当該地は右山天神町で、中村駅から北西に約150メートルの場所になります。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字双海以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。番号2につきましては、9月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの5ページ及び6ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用して15年以上経過している農地及び耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

9月29日会長、事務局、申請代理人立会いの下現地確認を行いました。先ほど事務局が詳しく説明したとおりです。現地は店舗とコンクリートの駐車場になって元への復元は不可能と思われるのでよろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号19番 島中委員（下田地区担当）

内容については事務局の説明どおりです。調査日当日私は参加できなかったもので、後日事務局と一緒に現地調査を行いました。戦時中の芋畑で、その後は荒れ放題という感じで原状への復帰は出来ないもので、よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書（案）は6、7ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は有岡において、水稻を栽培している認定農家です。今回の申

請は、新規の申請となります。貸付人は4名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸貸借権の設定です。貸貸借期間は令和2年10月8日から令和7年10月7日までの5年間です。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

続きまして2番について説明いたします。借受人は間、楠島において水稻を栽培している認定農家です。今回の申請は、新規の申請となります。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸貸借権の設定です。貸貸借期間は令和2年10月8日から令和12年10月7日までの10年間です。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

続きまして3番について説明いたします。借受人は西土佐奥屋内において果樹を栽培している担い手農家です。今回の申請は、新規の申請となります。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの9ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は使用貸借権の設定です。使用貸借期間は令和2年10月8日から令和12年10月7日までの10年間です。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

続きまして4番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく5ページ、農用地利用集積計画書（案）は7ページになります。

それでは4番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの10ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸貸借権の設定となっております。貸貸借期間は令和2年11月27日から令和7年11月26日までの5年間となっております。

（所有権移転）

続きまして所有権移転の1番ですが、譲受人が高知県農業公社ですので、農地売買管理事業にかかる案件となります。本議案では譲渡人が農地売買事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく5ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。

それでは1番を説明いたします。譲受人は高知県農業公社で、譲渡人は1名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの11ページ及び前のスクリーンをご覧ください。権利の種類は所有権移転です。以上です。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1、2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

先ほどの事務局の説明のとおりでございます。申出の農地の周囲も既に借受人が耕作しており問題はありません。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

清水委員が説明したとおりで問題はありません。

◆議 長 （福留会長）

「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

10月4日借受人の所へ行き話を聞きました。借受人はここには他に借受している土地も有って稲をつくっているとのことです。借受人は入田に住んでいますが、奥屋内まで通うことは十分出来るということですので問題ありません。土地についても西土佐の農業委員に確認していただきまして問題ないとのことです。

◇議席番号 12 番 土居委員（西土佐奥屋内地区担当）

借受人については今、正木委員から説明がありましたので私の方から申請地の状況について説明します。10月3日に推進委員の山口委員と現地確認を行いました。現地は柚子を植えておりますが、見た感じはほぼ耕作放棄地状態となっております。手を加えれば栗を植えるということですので、十分農地として利用できる土地であると感じました。耕作放棄地の解消となると思いますのでよろしくお願いします。

◆議 長 （福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇山口委員（西土佐奥屋内地区担当）

借受人は小学校の時から同級生でよく知っています。熱心に農業に取り組んでいます。先ほど農業委員も説明しましたが、耕作放棄地の解消になるものと期待しています。

◆議 長 （福留会長）

「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 7 番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）

今回の案件は息子に名義変更をして、あらためて公社が引き受けるものとなったもので問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇竹村委員（西土佐藤ノ川地区担当）

特に私の方からは問題ありません。

◆議長（福留会長）

所有権移転の「1番の関係委員」の井上委員ですが、本日欠席となっております。事務局へ「問題なし」との連絡があったとのこと。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

私のハウスから見えるすぐ近くで、毎日のように通っている所で問題は無いと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

~~~~ 小休 ~~~~

~~~~ 正会 ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、1番から4番と所有権移転の1番を一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

~~~~ 農業委員《全員挙手》 ~~~~

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、9ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適当かどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の10ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。右側の貸付先ですが、計画案の1番は西土佐藤ノ川の営農組合に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元の資料及び前のスクリーンをご覧ください。

今回の農業者が選定された理由につきましては、お手元に別紙でお配りしている資料が配分計画書（案）の1番について説明したものととなりますのでご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借り受け選定理由書です。対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」をお願いします。

◇議席番号7番 遠地委員（西土佐藤ノ川地区担当）

農地は点在しており、また山のふもとの方ですが貸付先が組合法人ですので問題ないと思います。よろしくお願います。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか。

◇西土佐藤ノ川地区 竹村委員

私の方からは特にありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。

事務局から何かございませんか。

○事務局

形状変更の届が 12 件出ておりますので報告いたします。お手元にお配りしております、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第 3 条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

土地の表示、届出人、届出事由、変更期間は記載のとおりです。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

~~~~~

四万十市農業委員会総会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 2 年 10 月 8 日

議長

福留宣彦

署名委員

遠地美千代

署名委員

弘田美和